

登

BULLETIN

版

DE LA

錄

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON



權

大日本監獄協會雜誌

明治二十一年七月十日發兌

大日本監獄協會

號三第

大日本監獄協會規則

- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ製スルニ在リ
- 第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
 - 一 監獄ノ事業ヲ獎勵スル事
 - 二 不良少年感化事業ヲ獎勵スル事
 - 三 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事
 - 四 貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業
 - 五 啓蒙及ヒ質問ニ答フル事
 - 六 懸賞文ヲ募集スル事
 - 七 監獄ニ關スル翻譯並ニ著述ヲ爲ス事
 - 八 監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事
 - 九 本會ノ雜誌ヲ發刊スル事
 - 十 萬國監獄公會萬國監獄委員會及各國監獄協會トノ通信 往復 其他ニ關スル事
- 第四條 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究ノ義講談 討論 談話等トヲ舉行スヘシ
- 第五條 雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ頒ツ
- 第六條 本會ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ
 - 一 本會ノ事業ニ關スル事
 - 二 監獄ニ關スル法令
 - 三 監獄學并ニ歐米諸國監獄法講義
 - 四 刑法 治罪法講義
 - 五 統計ニ關スル事
 - 六 會員ノ通信又ハ寄書
 - 七 本會記事
 - 八 左ノ會員ヲ以テ組織ス
- 第七條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 一 推戴員
 - 二 名譽會員

第三號目次

○本會の總集會	一
○出獄人保護場を	二
○設置するの必要	三
官報	四
○五	九
論說	九
○待	四
○監獄事業の原則	一〇
○神奈川縣横須賀監獄事務	一〇
○習所開場式の際の演說	二〇
講義	二〇
○日本治罪法講義	二六
翻譯	二六
○佛國監獄法大意	三一
○布哇國監獄事情	三四
寄書	三四
○獄事會の再興を望む	四三
通信	四三
○舊政府監獄の一斑	四七
本會記事	四七
○數	五〇
○數	五〇

- 三 特別會員
- 四 正員
- 第七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方ナリトス
- 名譽會員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス
- 正員ハ本會ニ關スル一切ノ事ヲ擔當スルモノトス
- 第八條 推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス
- 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長
 - 副會長
 - 庶務局長
 - 調查局長
 - 主幹委員
 - 庶務委員
 - 評議員
 - 特別調査委員
- 第十條 會場以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一年トシ毎年ノ總會ニ於テ改換ス但シ再選セラルルヲ得
- 第十一條 總會ハ毎年四月二之ヲ開ク
- 第十二條 正員ハ毎月會費金十錢ヲ納ム
- 第十三條 振擧ハ總ヘテ正員之ヲ行フ

明治廿一年六月廿四日改正

大日本監獄協會雜誌第三號

明治二十一年七月十日發行

○ 本會の總集會

調査局長

宇川盛三郎

東京

本會雜誌第貳號を以て報道したる如く去る六月廿四日午後二時より東京駿河臺明治法律學校講堂に於て本會の總集會を開きたり

正員宇川盛三郎氏舊役員に代り庶務及び會計を詳報し本會創設計畫の理由を詳述したる上にて議事を取掛り決定したる事ハ左の如し

一 規則の改正

舊規則ハ發起者數人の議に出たるものなれば多衆協會の趣旨ハ適ハさると
 みる少キからさりしなり創業の際にハ斯の如き規則の必要もありたれども
 最早今日の如き盛大なるの本會に對してハ不完全なるのみならず又不都合
 の點も少キからざるを以て之れを改正したり其の改正文ハ本號雜誌表紙の
 裏面に掲げたり

一 總會以前に係る諸事の認可

何れの協會にても、何れの會社にても、亦た何れの國にても其の第一總會又ハ建國會議の以前ハ係る諸事ハ總べて認可セざるを得ざるものなり依て本會の諸事も此の總會以前ハ係るものハ總べて認可することと決したり但し認可ハ本會の爲めに盡力したりと認むるの意なれば認可を與ふると同時ハ検査を行ふまるとし不正なる事を發見するときハ相當の處分を爲すべきハ勿論なり

一 常費の豫算

常費ハ自今一ヶ月に付き雜誌及び郵送費等金百十九圓○郵便切手筆紙墨人力車使賃集會速記料寫字料新聞雜誌金貳十貳圓七十五錢○役員報酬金三十六圓○原稿料及び常集會費金貳十圓四十八錢○事務所借家料金十圓○合計金二百〇八圓二十三錢と決したり

一 會務取扱法

一 發會

本會の會員ハ已で二千六百有余人となり日々増加するの勢ひなれば此の際に發會を催し本會の趣旨を世に公けにし以て倍々世人の賛成を求むることに決したり

一 役員

庶務局長を撰擧したるに正員石澤謹吾氏當撰し調査局長を撰擧したるに正員宇川盛三郎氏當撰したり庶務委員ハ正員佐野尙及び神谷彦太郎の兩氏ハ、調査委員ハ正員武田英一及び深井鑑一郎の兩氏に依頼せんむとに衆望一決したり右の外出版主任を設るよとに決し之れハ庶務及び調査の兩局長より囑托するよとに決したり

一 會計検査委員

總會以前の會計検査の爲め委員を撰擧したるハ正員採川忠兵衛及び小笠原久吉の兩氏當撰したり

一出獄入保護會社標準調査委員

近頃慈善社會に於て出獄人の保護場を設くるの議あり已でに静岡縣兵庫縣、

福嶋縣、宮城縣に於て之れを設け岩手縣に於て其の創立の計畫中あり又府下八宗僧侶中の有志者に於ても之れを設けんとするの議あり故に本會より於て其の標準を調査することに決し委員を撰擧したるは正員石澤謹吾氏、安達純氏、大浦則泰氏、關長廣氏、小泉保直氏、中村孫兵衛氏、宮川四郎氏、樺川忠兵衛氏、小笠原久吉氏、深井鑑一郎氏、宇川盛三郎氏、神谷彦太郎氏、武田英一氏、佐野尙氏當撰したり

右の外雜事の相談を終り午後七時より神田萬世橋萬代軒に於て有志懇親會を開きたるは來會者の府下及び神奈川縣、群馬縣、埼玉縣の會員にして皆獄事の改良及び整頓に付き談話を爲し歡を尽して分袖したるは午後十時頃ありし

右會員諸君に報道す

明治二十一年七月十日

○出獄人保護場を設置する必要

正員 宇川盛三郎東京

貧民の救助の慈惠中最も重なるものなり而して救助に公けの救助と私しの

救助とあるものもす公けの救助といふ全國又府縣又市町村の公費を以て救助するを是れなり私しの救助といふ私人又ハ數私人の特志上より救助を施すと是れより右の總へて貧民に對するものなれども此の外ハ天災の救助と云ふものあり是れハ洪水、暴風雨等の爲めに田を流し畑を荒されたる等の時に行ふものにて備荒儲蓄法の如き此の種に屬するなり

貧民救助の結果ハ二ツありて其の一ハ貧民の救助即ち慈惠是れなり其の二ハ犯罪を豫防することは是れなり貧民を其の儘に打捨置く時ハ窮するの餘り惡事を働くを以て常とするなり故に貧民の救助ハ特に監獄事業に大關係あるものとす今貧民の種類を區別するときハ左の如くなるべし

一 啞聲言

是れハ社會上に關係なき自然よりの貧民なれば是れを救助し且つ是れを利用する方法を求めざるべからず故に訓盲啞院を設けて是れ等の貧民を引受ることとせり

出獄人保護場を設置する必要

一 癡疾不具者

是れも社會上に關係なき自然よりの貧民なり而して是れは單に救助するに止り社會に利用するを得ざるものとす依て養育院を設けて是れ等の貧民を引受ることとせり

一 社會上の貧民

一 壯健の貧民

是れは衣食住の一部又は全部を欠くものにして社會上の貧民に屬するあり此の種類は犯罪上に特に恐るべしものとす然れども救民場の如きを設けて此の貧民を救ふんと云ふことと反て害ありて益なきものとす依て是れが爲めに時々の救助を行ふととするなり

一 貧病人

是れも社會上の貧民なれば貧病院を設けて其の救助を爲すこととせり
公立病院又は慈惠醫院の如き是れなり
一 孤兒、棄兒、無籍兒

是れも亦た社會上の貧民なれば育兒院を設けて是れを救助するものとせり

一 不良少年

是れは衣食住の一部又は全部を欠くより、寧ろ家庭教育の足ざるが爲め心の教育、即ち徳育を欠くものなれば特に教誨と教育と懲戒とを兼ねたる心の救助場、於て引受るを要す依て矯正院を設けて是れを宛るものとせり俗に感化院と稱するもの是れなり

一 無教育少年

是れは貧乏として教育を受る能はざるものなれば貧民學校を設けて其の教育を施すこととせり

一 出獄人

是れは壯健の貧民に屬すべきなれとも其の履歴上よりして特別の救助を施さざるべからざるなり即ち教育を與へ教誨を施し特ふ就産の道を與へ且つ其の取締を嚴にするの必要あり犯罪の豫防上、於ては特に此

の保護を緩にすへからず
 然るに出獄人の保護に至ては未だ何等の方法をも試行せずと云ふべし爲めに監獄に於ては別房留置と稱へ放免者の引取人あきものを置くこととせり近頃東京府下に於ては或る人は是れを引取り夏期道路の水撤きに用ひたることあれども是れは決して出獄人保護事業と認むべきものゝあらず
 近頃静岡縣、兵庫縣、福嶋縣、宮城縣等に於て出獄人保護の事業を企てられたり然るに此の事業は輕々に行ふべきものにあらざるか故に本會は其の調査委員を設けたり各府縣に於て此の事業を行ふの有志者あらば本會に向つて質問又ハ諮問をせられんことを企望するなり
 貧民の救助は公私相協同して行はざれば反つて害あるものなり依て各府縣に於ては縣官、警察官、司獄官、裁判官、議員、法律家、公論者、特志者、貴婦人等に於て協議の上、出獄人保護會社の設立あらんことを企望に堪へざるなり
 貧民救助に付ては意見もあり且つ外國の例を参照するの必要もあるべきなり依て次號より更に叙述する處あるべし

官報

自明治二十一年六月一日
 至明治二十一年六月三十日

●監獄會議 宮城縣仙臺監獄ニ於テハ各監獄首席ノ者ヲ集メ去ル五月三十日ヨリ囚徒取扱上ノコトヲ議シ六月一日閉會セリ
 內務省參事官 久保田貫一

●辭令 京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、三重縣、和歌山縣監獄巡閱ヲ命ス(六月八日 內務省)
 久保田貫一

●遷善院 近頃廣東省廣州ニ於テ遷善院ナルモノヲ設立シタリ同院ハ廣東ノ監獄ニ坐食スル輕罪犯ヲシテ職業ヲ執ラシメ導キテ以テ良民ト爲スノ目的ニテ昨年同省高等官ハ會議ノ上設立委員ヲ派シ同省ヨリ經費ヲ籌辦シ廣州小北門ナル綏靖營ノ舊地ニ於テ建築ニ着手シタリ其工事ニハ多ク輕罪犯ヲ發シテ瓦石等ヲ挑搬セシメタルニ因リ工費ヲ節約シタルノミナラス頗ル迅速ニ建造セラレ本年四月下旬ヲ以テ全ク落成シタリ其結構ハ宏潤清楚ニシテ敷地モ亦廣大ナリ罪犯工場ノ中央ニ事務廳ヲ置キ平常官吏ヲ出張セシメ點檢シ此處ニ行フト云フ既ニ五月三日ヨリ輕罪犯ヲ入院セシメタル由ナリ聞ク所ニ據レハ同所ニ於テ執業シタル犯罪人ノ工銀ハ之ヲ積立テ滿期出獄ノ時ニ精算シテ之ヲ給附シ職業ノ資本ニ充テシメ後日飢寒ニ逼リ再ヒ流民ト爲リ盜賊ト爲リ自身ノ不幸トナルノミナラス全省ノ治安ヲ妨害スル等ノコトナカラシメントノ廣東官吏ノ好意ナリト云フ

●遷善院開設續聞 今回廣東省ニ於テ遷善院ヲ新設セシ事ヲ掲載セシカ今又五月十九日刊行ノ上海字林滬報ニ據レハ同所ノ家屋落成セシニ付キ五月五日ヲ以テ第一着ニ入院シタル輕罪犯ハ南海

縣ヨリ五十餘名、番馬縣ヨリ三十餘名ナリ翌六日廣東巡撫吳大徵氏ハ同省ノ各司道台及四營ノ將官ヲ率ヒ同所ニ赴キ偏ク檢閲シタリト云フ

●官吏發着 曩ニ京都府外一府四縣監獄巡閱ヲ命セラレタル内務省參事官久保田貫一ハ六月十六日出發

曩ニ鳥取縣外四縣監獄ヲ巡閱セシ内務省參事官久米金彌ハ六月廿八日歸京

論説

○待囚説

特別會員

石井邦猷^三

治民之要。在仁愛以懷之。刑律以威之。既陷罪繫獄。則亦唯徐導以誨之而已。夫爲惡豈人之性乎哉。情蕩乎嗜欲。行亂於習慣。以至觸法網。豈非可哀愍哉。苟任待囚之責者。若夫警省防守。雖固當嚴肅。而其要在撫育誘導。使罪囚感悔。消邪念。戴我若父母也。歐米諸國盡力于此。講其方日精。曰非不能遷善。不能使遷焉也。待遇罪囚。力以此意。故其革面豹變者。漸以加多。歷々可考也。抑學事在人矣。雖一押丁。不得其人。則弊害隨生焉。徒善徒法。不可施澤。人乎人乎。最當致心也。嗚呼。任其職者。庶明如良將。教育如慈母。

用人如手足。而一誠以貫之。則庶乎其可也。

○監獄事業の原則 (第二號の續)

明治二十一年四月二十七日浦和監獄に於て講演

正員 宇川盛二郎^{東京}

また第二は司獄官の行狀であります。悪い者を治さうと言ふにハ自らの行狀、言語が不都合では行きましますまい。ただ腕力を振ひサーベルをペラペラさして逃げてみろ捕まへてみせる捕まへてみせるのみならず義又依れバ切つてしまふと云ふやうなことは万々ありますまいが、主義の採りやうでは大變に間違ふことがあります。當監獄の教誨の仕方如何であるか存じませぬが、一般に承はつて居りますに、現今の教誨と云ふものは餘り役立たないものであると云ふことであります。今日は僧侶が來て説教する、其の次は外の僧侶が來て説教する、其の次にハ漢學者が來て講釋をせると云ふやうに、時としてハ高尙も高尙、實に高尙極つたことを言つて聞かそかと思ふと、時としてはイロハのイの字のやうなことを云つて聞かせる

人もある、人心改良の場所に石コロと瓦と菓子と餅と、一所又持ち来りて一昨日は餅を呉れたかと思ふと昨日之肴を呉れた、さうかと思ふと今日は泥を呉れたと云ふやうな教誨の仕方ではドウして人心の改良が出来ませうか、決して改良の出来ませぬまい、此のやうなまとの御同様に研究して治さなければなりません、「お前も役に立つ者ではありませぬ、此くの如き譯でありますから教誨と云ふことゝ容易あらぬ事業でありませう。

以上に申し上げましたのは方法でありまして、これと實際に行ひまするところの司獄官たる人の無論また監獄の關係ある人の監獄の學理を充分に究めて居らなければなりませんことでありませぬ。一つの例を申しますと、國事犯は如何なるものであるか、新聞條例違反の爲めに獄に入れられた者は如何なるものであるか、破廉耻罪との如何なるものであるかと云ふやうに、人によつての法を知らなければなりません、監獄則の研究の無論のまゝであります、他の法律も知らなければなりません、行政上のことも知らなければなりません。

其れからまた監獄に關係ある者、即ち府縣會議員の如き地方税で監獄費が例へば五十万圓、かうるとすると、何の爲めにこれだけかあるか、ふれドウかと云ふことを知らぬと、縣知事は豫算の懸直（おと）をして出し、議員の議員で減額説さへ出せぬといふと云ふ氣をきつて、恰も尋常師範學校の豫算が出るとすれば學校の廳費千圓、教員俸給三千圓、生徒費用二千圓で合計金六千圓と致しますと、此の師範學校の何の爲めを置くかと云ふことと知らぬとすると、教員の俸給三千圓と云ふ部分を否決して生徒に關係する入費と學校の小使の月給だけ位を可決すると云ふやうなことに間違ひぬとも云へれませぬ、今日の府縣會の決議を學問上より見ますると、恰も此くの如きものがあるやにも考へられます。前年、私が佛國に居りました時、セーヌ縣の警視總監が一の議案を出しました。一休、警視廳の費用の總べて地方税となつて居ります、をみて警視總監と議員の間に政治上の争意がありまして例へば警視總監が保守黨で縣會議員が急進黨であるとすると議員の何でも警視總監の言ふ事の打ッ潰してやらなければならぬと云ふ考へで縣會議員の心は、總監を困らせたい、總監を困らせたいと云ふばかりで居りましたから、實に珍らしきところ

の決議が現われました。其の決議の如何なる決議であるか今爰に一々申し上げるとい出来ませぬが先づ警視總監の俸給を否決いたしました。其れより段々と色々の費目を否決いたしました。ただ可決したものの警視廳の廳費と小使と筆墨紙の入費と警視總監の乗って歩く公用馬車の費用だけでありました。斯る決議になりましたゆゑ大統領の此の決議を不認可して原案通りに執行せしめた云ふことであります。これの丁度、只今から四年ほど前のことであります。日本にハマレ此くの如きともありませぬが早晩起らぬとも云れませぬ。故に監獄の事業を執行するにも諸君も吾々も能く其の原則を知ツテ居なければならぬ必要が有ります。これで監獄は一國の治安上大切なるものであると云ふことと監獄の主義と方法とを定むると云ふことを申し、また之れを行ふにハドウすれば宜いかと云ふことを一言致しました。

先きほどから監獄の單に一國の治安上に於て丁度内務省だけに關係して居るやうに申しましたが唯今申したがころでの内務省と司法省と關係して居ります。併し内務省と司法省とだけに止まらず文部省にも大に關係して居ります。各

國の有様を見まするに學校の生徒の數と監獄の囚徒の數ハ常ニ逆比例となつて居ります。尤も日本でハ一時の結果で學校の生徒も殖へまた監獄の囚徒も殖ゆるやうな現今の有様であります。これが秩序さへ整へばチャツと致させよう。尤も法律の爲めに囚徒が殖ゆるさむと云ふふともあります。其れハ別事件であります。まするから今日ハ申し上げませぬ。

總べて監獄に従事するにハ其の主義を知らなければなりません。幼年囚の如きハ學校もやれなければ監獄に於て教育を施すことにはしなければなりません。それから今度の國の上ハヨホド大切な事が御坐ります。それハ國と國との關係と云ふことであります。例ハ維新前から日本ハ治外法權と云ふものが行れて居ります。其の意味ハ甲の國の人が乙の國へ來れば乙の國の法律に従ふなければならずと云ふことハ獨立國の体面を具へたる國に於てハ當然のみとでありまして、例ハ西洋に於てハ靴を穿いて家に上る。日本から疊の上に乗るハ穿物を脱くと云ふ横ることであるのに、彼れハ日本も參つても日本の法律に従ふのハイヤである。疊の上に乗るに穿物を脱くのハイヤであると云ふやうなので、其れでまたコナラ

に「前達へ來なくても宜い」と云ふほどの力もあらず、また聽つて考へて見ますと彼れは於て此くの如く考へるのハ強^{ホウ}チ無理でハ無^ムツたでありませう。日本人も朝鮮と條約の時に汝の國へ向つてハ法權の点^テ於てハ同等にツキアツの目下イヤであること云ふことを云ひました。故^ユニエウロツバ人が日本に始めて來た時ハ日本ハ法律規則に従ふのハ随分イヤなことでありましたらう。外國人が日本に來るときにハ法律が不完全であると云ふ其の不完全であると云ふことを大別しますと、財産の保護に關する法律の不完全なること、身體の保護に關する法律の不完全なることであります。財産の方ハ民法で此の保護を充分にして貰ひたい、人に金を貸して返さなければ裁判所へ行つて返す命令をして貰はうと云ふ様なことを申します。而して身體に關する法律に於てハ日本に參りました外國人が何か日本人に就ても附けると云ふふとがある。即ち日本國の安寧を妨害すると云ふことになります。例へば外國でハ之を十日以内の拘留に處すると云ふのに日本でハ三年の禁錮に處すると云つたら其れハ苛酷であると云つて其の刑を受けるのをイヤガル違ひありませぬ。それハ何がイヤかと言ひますと刑法が不完全と

云ふ場合なので財産の方であれば道理に基いてやるのであるからヨコサヌと云へばチヨイと捕まへて取つて返すから別に大した不都合もないが刑法の方だと十年も二十年も監獄に入れられるかも知れない。就いてハ刑法に付いて苦情があまりしなから刑法を改正すると云ふふとハヨホド前うら政府に於ても、また民間に於ても大騒ぎを致しまして日本中の議論が刑法ヲケてありました。これを一國の上から考へますると刑法も市制、町村制も一國の点に於てハ甲乙ハ無いものであります。然るに刑法刑法と言つたのハ治外法權と云ふことと基いたもので刑法の立派に出來ました。裁判官も學問が出來るところで警察ハドウかと云ふと警察官の人が罪も無いのに連れて行つて監倉に入れて置くことと云ふ様なことがある。と刑法の如何又立派でも役に立たないゆゑ警察のことハ政府も於ても盡力されて、今日でハ先づ外國人の目に著しく觸れるやうになりました。外國人の目に見ゆる實物の進歩ハ今日でハ先づ郵便と警察との二つであると云ふ位であります。警察に就いて申せば巡査が賄賂を取ると云ふ様なことハ無し日本ハ巡査でハ若し之れに賄賂を送り來る者が有つたらば切つてしまふと云ふ考へをもつて居る

位でありませう。其れから警察ハ此くの如く着々として進歩するのハ實に喜ぶべきみとでありませう。警察も裁判も此くの如く善くなりましたからアナタ方ハ日本の法律に御従ひなさいと云ひますと彼れ曰く刑法が善くなつても監獄が不完全でハイヤである、イッテ刑法が善くなつても監獄に行つてヒドイ取り扱ひをされ、粗食ならまだ宜いが悪食を喰はせられてハ體を悪くする、此くの如き所へ行クハイヤである」と云ふことを云ふ順序又なりませう。依ッテ國と國との交際をえて同等ならしめ万国に對して日本の位置を高め之れを海外諸國ニ輝かせるにハ刑法も警察も大切でありませうが監獄も亦大切でありませう。明治二十一年にハ警察も善く、刑法も善く、監獄も善いと云ふべきだが監獄ハドゥテ有らうか判断することハ出来ませうか、併し我々ハ高慢心を持つよりハ謙遜心を持つてマダ、マダ我々の事業ハ迎も充分でない」と云ふやうも考へた方が宜しう御坐りませう。假令ハ既に已に宜しいとしても善過ぎて悪いと云ふことハ有りませう。國家の爲め斯の事の進歩を勉強するのが必要のことと有らうと存じます。

監獄事業ハ行政上の直接の事業なるのみならず教育上にもまた國際上にも重大

なる關係を有しまするハ前に述ふるが如し、また今一つにハ慈惠上にも大いに關係がありませう。他の貧を憐むと云ふことの結局ハ、彼等をして再び犯罪人とえたく無い、社會に居て假令ハ貧しくとも自活して行くやうにしてやりたいと云ふので慈惠の事業と監獄の事業とハ離れあいやうにし、慈善會の如きハ一方にハ監獄の事業と云ふ主義又なし一方にハ同胞相憫むと云ふの主義又致したいものであります。罪人が増せば其の費用が増し、費用が増せば縣會と縣知事とナカが悪くなつて、ドタバタを始むると云ふやうなみともあります。實に治安上にも慈惠上にも大關係のあるものと存じます。

其れで、私カ申し上げましたのハ此くの如き次第であります。尙ほ此のことを幾度でも委しく申し上げますのハ最と易いことでありませう。一席の演說で盡すことハ出来ませぬ。一步進めて監獄の實際を批評すると云ふみどの容易又爲すべきものでハ有りませぬし、まゝ公けに言はれぬものと存じます。此の公秘の區別ハ必要あることで有りませうから、假令ハ時間がありませんしても實際の批評ハ諸君に向つて申し上げる事ハ出来ませぬ。

今日、諸君とおチカツキになりました機會をもつて聊か監獄に關する私の意見を申し上げました若し、私の考へにして間違つたること、また疑ひしきことがありましたら、御遠慮なく御忠告又の御質問を願ひたく存じます。また善いと思はれることか有りましたら、御賛成下されんことを希望いたします。諸君が御多忙あるにも係りらず貴重なる時間を費され、私の講演を御聞き下されたるまゝと、特に有り難きことと存じ、謹んで諸君に謝す。

(完)

○神奈川縣橫須賀獄事講習所開場式の際の演説

正員

佐

野

尙

東

本日、諸君の御熱心も依て成就したる獄事講習所の開場式もつきました。小生にも出席致す様に典獄小泉保直君からの御案内でありました。因て幸に諸君と相見みゆるの榮譽を得まして小生の時に欣喜に堪へざるもとであります。就て、何か有益なる御話を致したひと思ひますけれども格別是れと申す程の事もありません。

ぬ

諸君の實際の経験も富むて御出で遊ばず故小生の様な歐米の書籍位を閲て居る席上の學者との差ひます。然るも大膽も諸君に向ひて御話をするに甚だ厚顔な譯でありませう。簡單に申上よふと思ひます。借て此の講習所御設置の目的は只今部長と典獄の御演説で充分に御了解のことと存じます。依て私に於ける看守學校の景況を申上げまじよう。今申上ました歐米に於ける看守學校の創始は伊太利でありまして此れに抽譯の議事提要を掲げてあります。此の看守學校の監獄に對して必要な譯は彼の瑞典万国監獄公會の時、某議員の云はれたるに、假令監獄の構造は如何も善良なるにもせよ、又た監獄の規則は如何に全備したるにもせよ、之れを管理執行する吏員の無智無學なるとき、其の監獄は尤も劣等なる監獄とならんと云はれた一言で充分御辨りのことと存じます。監獄の構造と云ひ監獄則と云ひ是れ等皆な監獄の道具で吏員は此の道具を使用する人でありませう。然るに此の道具を使用する人が役も立たぬ日に、何程道具を善良にしても無益のことでありませう。又吏員が善良でさへあれば少々道具は鈍くてもドウカ、コウカ使用するもつか出來ませう。此れが即ち歐米の監獄に於て看守學校を設くるの必

要を感じたのであります。昔時からの監獄の有様を申しますと三つの主義と別れます。即ち復讐主義、懲戒主義、教誨主義であります。此の中に就て復讐主義は古代も行われたるもの、懲戒主義は中古に行はれたるもの、教誨主義は目今歐米よ於て行なれて居るものと云ふこと、諸君の疾くに御承知のことであらふと思ひます。然しなから斯の如く申し上げますと、教誨主義と云ふこと、全く近代の發明であつて上古には無かりしかと云ふ御疑ひの起る方もあるか知りませぬが決して左様な譯で、御坐りませぬ、矢張り上古から在つたに、相違ありませぬ、只た近代の如く専ら行はれたるものであります。然らば教誨主義の上古から在つたと云ふとい何に依て知ることを得るかと思ひます。其の證據は數多くあります。今其の一例を挙げますれば、今を去ると千五百六十三年即ち洋曆三百廿年の時に當りて羅馬の僧侶社會に於て、監獄を改良して罪囚を教誨せねばならぬと主張したと見え、居ります。其後千六百年代に羅馬の僧正サンシャルル、ボーロンメル杯云ふ人が教誨主義を主張し、其の後英のジョン、ホッランド氏の主張する所となりて現時の有様に至りたるのであります。故に教誨主義と云ふとい近時の發明と云

ふ譯で、御坐りませぬ、只今申上げた教誨主義の監獄に、種種の道具が入用であります。故に不良少年を矯正する矯正院も入用なれば、出獄人を保護すべき保護會社も入用なり。又た監獄協會も設けねばなりませぬ。又た看守學校も置くことに成ります。然らば此の四つの中で監獄に對して尤も必要なるものとい何であるかと申せば、私の看守學校こそ第一の必要を有するものであらうと思ひます。何となれば前にも申述べました如く、看守學校は監獄の道具を使用する人で、罪人を取扱ふ直接の關係を有する人物を養成する者なるが故であります。なれども此れ等の復讐主義、懲戒主義の時代に、發見しませぬ、何せなれば罪人を矯正しようといせず、無暗に打なぐれと云ふ様な主義なれば、吏員の吟味を遂げて高等の人物を之れに充てねばならぬと云ふ必要と見るに至りませぬ。故に矯正院も保護會社も監獄協會も設けねばならぬと云ふふもありませぬ。我邦も當局者の御盡力は因りて追々教誨主義の監獄になる傾きか御座りまして、頻りに監獄改良と云ふことを唱へらるる方々が大分に見えます。又た保護會社も出來、矯正院も出來、又た今度の監獄協會も設けられました。そこで監獄に對して直接の關係を有する獄事講習所

何れに在るかと思はす。貴縣こそ我邦の獄事講習所設置の先鞭者であらふと思はれます。實は我邦の以太利とも申すべき乎。皆様御存じの如く監獄の改良を圖らふと思ひます。是非共此の獄事講習所を設けねばなりませぬ。私も獄事講習所のみとつぎまして。我邦は是非共設けねばならぬと考へまして。本會の正員なる神谷彦太郎氏と共に四五年前に警保局長と建言して。今の警官練習所と合併して之れを設けたことを申しました。と。よろ局長に於ても其の義に至極賛成ながら。目下の場合に於て。直ぐさま設くる譯は。參らぬと。ことでありました。然るに。間もなく此の神奈川縣に於て。小泉典獄の御盡力で御設けになつたと云ふことを聞きまして。實は貴縣の他。又率先して御注意にあつたことを感じました。其の節。私も當地に參りまして。實地を拜見致し。規則を頂戴して。各府縣監獄へ配布致しました。然るに。其後引續いて御盛大に越かれ。今回。當監獄にまで。及び今日の如き盛ある開場式を行はれます。實に斯の道の爲め。賀すべきの至りで有ませう。承りますれば。我邦にも。司獄官の試験法を遠からず。實行せらるる由なれば。監獄學の研究は。最早怠るとの出來ざる次第となりました。平素之れを等閑にして置てそ

ら試験法が發布になつたから。其の準備を致さねばならぬと。一時は狼狽した。ともろが容易に其の試験不應ずると。出來ませぬ。矢張平素からの準備が肝要であります。故に諸君が。今日御修業に爲て。御出でなされた。學問の其の時こそ。充分なる働きを爲す。と。ありませう。何卒諸君。倍々協心同力御勉強の功を積んで。他の人々。後れを取らぬ様に。冀ひたく存じます。然して斯の如くなり。すれば。小泉典獄の御盡力が。ひも顯れ。同君も御満足な。さるると。あり且。知事。部長の方。も御満悦のこと。存じます。左れば。神奈川縣監獄を改良し。神奈川縣監獄の名譽を博し。小泉典獄の御熱心を無にせざる者。ハ諸君でありませう。又。小泉典獄の御熱心を無にし。神奈川縣監獄を改良する。とも。出來ず。從て。其の名譽を。潰かさるる。をも。亦諸君。でありませう。此の大任を負擔し得ると。得ざると。ハ。一。諸君の勉不勉にあること。と。存じます。希く。ハ。倍々諸君の御勉強に。因て。貴縣監獄の整頓を。來したい。と。蔭ながら。希望。と。堪へませぬ。尙ほ諸君に。向ひて。申上た。さ。ハ。帶劔の。こと。で。御座ひます。此れ。ハ。小泉典獄も。横濱獄事講習所。に於て。本年一月。發會の節。の御演說にも。司獄官の。劔を。待みに。して。ハ。ならぬ。と。述べ。られた。ました。が。私も。此れ。につぎ。まして。少し。考へ。があり

ます夫れハ司獄官たるもの苟も教誨主義の精神を以つて囚人又接する以上の劍
 ハ只た自分の護身器でありて囚人を恐怖せしむるが爲め又携へて居るもので
 あり此の職又居る以上の是非共之れハ餘り物に帯びて居る者であると云ふ様な
 精神で帶劍の切れ味じなきを吟味するといハ不相成吾が明徳の劍を以て彼れ罪人
 の悪念を斷ち切る様に良心の吟味をするのが司獄官たるものの本分かと思はれ
 ます故に私ハ司獄官たるものハ監獄學を研究すると同時に良心の研究を爲すハ
 最も必要のことと思はれます淺學の身を以て今日諸君に向ひて欠禮の言を吐露
 したるかを憂ふるなり諸君に於て寛恕せらるれば幸甚の至りなり

講義

○日本治罪法講義 (第二號の續き) 正員 井本常治 東京

第二號に於ては茲に治罪法を講ずるの必要なると及ひ治罪法の如何なるものな
 るやを陳述し本號よりして順次本法の講義を初めんとを約したり然る又本法四

百八拾條の法文に就き一々此れハ解釋と附するか如きは頗る難事にして此れを
 完ふすべき時日をも期するに難く且つ我協會に於て本心を研究する所以の目的
 とも適せざるか故余は必ずしも盡く各法文又就て説明することをなさず其の要綱
 を示して法意の存する處を明にせんとを期するものなり然れ共法條の緊要ある
 ものは此れを掲げ又成る可く法條規定の順序に従て講説するととなすへし諸君
 乞ふ此れを諒せられよ

公訴及び私訴

公訴及び私訴のとは本法第一條及び第二條を以て此れを定めたり夫れ刑法已よ
 成り犯罪の如何なるやを定めたる時に於て人あり此れに觸れ罪を犯すものある
 ときは社會ハ刑罰を科して刑法の目的を全ふせざる可らず而して刑罰を科せん
 とするにハ果して其犯罪ありし事實の証明をなさざる可らず犯罪の事實を証明
 して此れに刑を適用せんとを求むるもの此れを公訴と云ふ蓋し此の權利たる社
 會の大權又屬するものにして即ち社會上の權利なり而して社會ハ此の種の權利
 を實行せしむる爲めに一の代理人を置けり此れを檢察官となす故に檢察官ハ社

會の代理として犯罪を証明し刑罰の適用を求むべきの職任を負へるものなり
夫れ一の犯罪あるや一方に於てハ民法の規定に基き刑罰を科せらるゝものあり
而して又他の一方に於てハ民法の原則(寧ろ自然法の命令)よりして一人より請
求を受くべき責任を生ずるものあり即ち何人と雖自己の所爲により他人を害し
たるときハ此れを償ふの責めありと云へる原則よりして人犯罪をあすや此れと
共に一人に對する責任をも生ずるに至るものなり治罪法に於て此の一人の
權利を私訴の權利と云ふ蓋し公訴と相對する意なり

例へハ今一人の兇漢ありて人を殴打したりと假定すべし又竊盜をなせしと假定
すべし社會ハ此か爲めに害を被ひりたるもの少からず故に刑法の定むる所ろ
に從ひ檢察官ハ其の犯罪ありしとを証明して刑罰を科すべきとを請求せざるへ
からず即ち公訴を提起し彼れに刑罰を科する方法を爲さざるへらざるなり
此れを公訴の權と云ひ社會の公權上より起るものなり然れとも此の兇漢の犯罪
によりて害を被ひりたるものは特り社會の安寧に止まらず尙ほ特別に直接ある
害を蒙りたるものあり彼の殴打せられたる者及ひ竊盜せられたる者此れなり即

ち此れ等のものハ此の犯罪に於ける直接の被害者たるか故に此の被害者の爲め
又は特り社會の公權より出る犯人の處刑のみを以て満足すへきとよあらず其の
殴打されたるか爲めに被りたる損失の償ひ即ち損害の賠償を求め被盜品の取戻
(即ち贓物の返還)を求むるは實に彼等自然に有する處の權利なり此れを私訴の
權利と云ふ即ち被害者の有する私權なり

此の如く一の犯罪あるや一方に於ては社會の公益を害し他方に於ては一人の
私益を害するを以て居多なりとすと雖も罪の性質よりては唯社會の公益を害
するのみに止り一人の利益に關係なれども亦此れなしとせず此の場合に於て
は固より公訴權を生ずるに止まるものとす

公訴を爲すの權利は全く社會に屬するものにして私訴は被害者に屬するもの
あり而して檢察官なるものハ唯公訴權を行ふへき職任を有するものに過ぎず此れ
法文に於て殊更らば檢察官之れを行ふ被害者に屬すと區別したる所以なり此の
如く我治罪法に於ては檢察官なるものを設け此れをして公訴實行の任を負はし
めたる事なるが此の点に就ては學者中にも異論を唱ふるもの此れなれにあらす

其の言を聞くに被告人に對し裁判を與ふるものは裁判官なり而して又其の犯罪を訴ふるもの檢察官たるところの官吏ありとすれば被告人と檢察官との地位自ら上下の區別を生ずるととなり原告者漫りに勢力強くして不知不識被告人の自由を害するか如きの傾きあるを免れず故に公訴を行ふか如きも通常人民の權利と定むるを以て最も當を得たりとあすと蓋し一理あるの議論なりと雖も此の如き傾向は其の局に當るの人として此れを慎んで避くる時は匡正するを得へし而して我邦の如き未だ進歩せざるの民度に於ては被告人たるもの或は原告者の檢察官たるの故を以て自ら壓屈するか如きの憂は最も生じ易きところなるべきを以て深く此の間意を用ひざる可らざるは論を俟たずと雖公訴權を一般の人民に放任するときは他に又云ふ可らざるの弊害を生ずるの恐れあるを免れず故に檢察官の制は今日に於ては必要のことと信するなり (未完)

翻譯

○佛國監獄法大意

佛國 シード、ラマルク氏述
正員 武田英一譯

譯者曰監獄の制各國異あり故に我が諸監獄の名稱を以て直に佛國の諸監獄に適用する能はず今諸書を參考し其定譯ある者は之れに依り其未だ定譯あらずる者は始く意譯を下して以て之れを填む請ふ會員諸君幸之を訂せ

第一章 緒言

凡そ監獄の法とする所は徒らに犯罪の故を以て囚人を責罰するに在らず務めて其の心を改良し且つ法律の敬奉せざるべからざる所以を教ゆるに在り復古政府即ちルイ、フィリップ帝治世の時に當り下院の代議士は深く右の意見を有じトクヴィール及びベランシエの二氏の提出したる法案を討議したり此の法案は全國の監獄を施行するに分房の制を以てせんとする者あり而るに時恰も佛國の内亂に際せしを以て其の法案も亦此の擾亂の中は消失したり然れども當局者は尙ほ學々として當初經畫せし監獄の改良に従事したりしか千八百五十五年五月五日の法律に依り其の事業、述に非常の利益を得たり即ち府縣監獄の名を以て

概括する收監場、留置場、懲治場三者の經費を此の法律より由て自今國庫の負擔に屬せしめたり依りて監獄の事務始めて全國一定に歸し夥多の惡弊其の蹤を收むるに至るを得たり

千八百五十年八月五日の發布に係る少年囚徒の教育及び保護に關する法律は又監獄事業の進歩に於て大なる力ありたり而して千八百七十五年六月五日の法律に至り始めて短期刑の囚徒に對し一房一囚の制を施すを許したり是れ即ち世人の多年熱望しざる監獄改良事業の第一着あるべし

監獄の種類は分て二ツと爲す其の一ツは通常監獄として其の二は陸海軍監獄是れなり

通常監獄ハ留置場(メーヅン、ド、デポー)、市町村監(メーヅン、ミニシパール)、保安監(シャンプル、ド、シユルター)、府縣監獄(フリッヅン、デパルトマンター)、中央監獄(メーヅン、サントラー)、禁獄監(メーヅン、ド、デタンシオン)、幼年監(エタブリスマン、ド、シユース、デテニ)、徒刑囚留置場(メーヅン、ド、デポー、アール、レ、フェルサー)、轉地囚及流刑囚ノ刑事殖民地(コロニー、ベニタンシユール、アール、レ、トランスポルター、エ、レ、デポルター)。

此れなり

陸海軍監獄は左の如し

- 一 陸軍工役場(アトリユ、ド、トラヴァイ、ビュブリック)、陸軍懲戒監(ベニタンシエー)、陸軍監獄(フリッヅン、ミリテール)

- 二 海軍監獄(フリッヅン、マリチーム)

通常監獄は内務省に屬し陸軍監獄は陸軍省に屬し海軍監獄及び刑事殖民地は海軍省に屬するものとす

第二章 監獄通則

擅○枉○收○監○に○對○す○の○保○護 凡そ司獄官は囚徒を收監し又は之を拘留するや必ず先づ其收監狀又は拘留狀の合法なるや否やを閲し或は裁判宣告書を檢査し之を其簿冊に勝記せざるへからす此の手續を爲さざる者は違ふ者は擅枉収監の所爲として罰せらるものとす佛國治罪法第六百六條及び第六百十條

司獄官は名簿を調製し其の各葉を通じ番號を附し長官の署名を第一葉及び最終葉を取り置くものとす此の名簿は罪人の入監年月日を記載し其入監に關する

公書の趣旨を謄録し又其出監に關する事を記載するものとす
 食料。在監人の法律の明文に依り其の量充分ふして衛生上に害無き食物の給與
 を受るものとす

中央監獄に於ては一週日二回肉類を給與す其日々給與する麵包の量は男囚は
 七十五「デカグラム」我二百匁弱、女囚は七十「デカグラム」我百八十六匁餘と定め更
 肉汁二「リットル」我五合五夕餘を添ふるものとす但し陸海軍監獄に於ては在監人の
 工錢は食物を購ふに足らざるを以て通常の監獄に比すれば其の食物は給與だけ
 に止まるものとす

獄衣。囚徒は獄衣を着用するものとす而して禁獄囚流刑囚の二者を除くの外悉
 く役に服するものとす

(未完)

○布哇國監獄事情

正員 佐野 尙東
 京

譯者曰く我邦布哇との交際日に親密を加へ同胞人民の彼の國に移住するも

の年おとよ其幾千人なるを知らず是を以て夥多の移住民中或は過つて該國
 の監獄に繋留せらるゝ者全く之れなしとも斷言するに能はざるべし故に今
 日に於て該國に於ける監獄の形況の如何を講究するは獄事學を勉むるもの
 の宜しく致むべきところなるべし依て此に關するを佛國監獄協會
 雜誌中より譯出し會員諸君の一覽に供せんとす蓋し會員諸君の多き或は該
 國の一孤島として隔遠の地に在るを以て監獄組織法の如きも亦た完全から
 ざるべしと想像せらるゝもあるべしと雖も其の改良の顯著なるは敢て歐米
 諸國の監獄と經底するところなきを見るなり而して此の事情は同國の監獄
 巡閱官ハーキイ氏の報告に係るものあれば文中多く余と云へるは皆な氏の
 事と知るべし

余か始めて布哇國監獄巡閱官たるの命を受たるは實に千八百五十年のとなりと
 す而て余ハ爾後布哇國諸監獄總監兼巡閱官たるの命を蒙れり余か此の職を奉し
 たる時の諸監獄の事情は一般に不完全なる者多きと發見したるを以て余は大政
 府に此の旨を建言し千八百五十一年の改正法律を發布せしめ之れを續行して千

八百五十五年又至れり而して該法律を發布せられたるは實にカメハメア第三世陛下なりとす同帝は千八百五十三年又於てチアハウに一の新監獄を建設するが爲め其圖面を規畫し且建築委員を命じ千八百五十四年を以て全く奏工せり今該監獄の構造を畧陳せん。悉皆石造の二層樓にして一房に囚徒二人を監禁し得べきの制なり。

爾後マウイ布哇カワイ及びモロカイの四ヶ所に輕罪犯を獨居せしむべき監獄を建設し又重罪犯を禁留するには悉くホノルル監獄を以てすべきを常則となしたり然るに千八百五十三年發布の法律を以てホノルル府も亦た輕罪監を建築し外國船より逃亡し來りたる水夫の禁錮監となし并せて其の逃亡者の豫防監に充たり

又千八百五十三年を以て監獄管理法を改正し其の管理上に關する一般の責任を巡閱官に委任し其の規律を制定したるが故に現今施行するところの諸規則は皆之れを以て基礎となせり

大政府が三十六年來吾人をして監獄改良に着手せしめたりとして我監獄諸則を

大古の邦國と目今實驗に富みたる諸國とに比較するに於て其間に一大改良を加へたりと云ふも亦た決して過言にあらざるなり何となれば女囚の如きは全く特別なる監獄に拘禁し男囚との區別を嚴格とし其の交通を斷絶したるの一事を見るも其の証實に明なりとす

又矯正院を設置し十五歳以下の罪犯を置き其の監督を教育省に属せしめ之れも施すも普通教育を以てし其の遷善したる者を見習工業に就かしむるを例とせり然れども教育委員の監督は依然として前時に異なることなし

諸州監獄にの悉く分房制を行ふと雖も未だマコノチ法及びシロフトン法は行はさず又た囚徒の平均數は男囚(内國人)四十四人女囚(内國人)二人支那人十二人歐米人七人の割合あり巡閱官をして監獄を管理するの大任を負擔せしめたるを以て總へての司獄官は内務大臣の許可を得て巡閱官之を任命することとなせりホノルル府の監獄は巡閱官親ら一週間一回は必ず之れを巡閱すも雖も他の諸監獄は各島司をして巡閱せしむることとなせり司獄官は總へて巡閱官に所屬すと雖も巡閱官は此れを對し隨意の所置を爲すを得ざるものとす

司獄官の登用法の品行端正にして能く布哇語を解するものにあらざれば採用せざることをせり故に司獄官の過半数は内國人からざるに而して必ず司獄官たるの義務を盡すべき盟約をなさしめたる以上はあらざれば決して之れを採用せざるものとす

然れども未だ司獄官練習所の設けなきに大に余の遺憾とするところあり何となれば監獄の規律をして完全ならしめんと欲するには必ず此の種の學校の設けなきを得ざればなり

監獄の管理は懲戒感化の二主義を採用するか故に囚人をして獄則を遵守せしめ以て改悟遷善せしむるを計れり品行方正なるの囚人には一ヶ月を付き一日の減刑を施せり余の實見に依れば罰則は處せらるる者は甚た少なく賞典を受る者特に多きなり脱監を企つる者の甚た稀なるは蓋し布哇國は多島にして土地の連脈せざるに因るなり

宗教教育を授けんか爲め特設禮拜堂を設けたりホノルル府の監獄に於ては耶穌教師をして毎日曜日に宗教道德を講説せしめ其の他の宗教家をして自由に接見

して宗義を説話するを許せり又囚人をして其の親戚及び友人と通信することを許せるに即ち無形上の好結果を生ずべき最緊要なる方法なりと思考す

囚人の智識を發達せしめて犯罪の再行を減少せんとすれども犯罪人と良民との比較を見るに我布哇人民の毎年罪罰に抵觸するものの夥多なるを見るは實に遺憾とすべきとありとす

囚人又は書籍及び定時刊行書類の閲覽を許すと雖も十五歳以下の囚人を教育すべき所なきを以て十五歳以下のものは皆な之れを矯正院に送りて教育するの定規となせり

工業には刑役と就業との區別なきを以て男囚は総へて道路の修繕と公ケの工事とを使役するを以て監獄内は在て服役せしむるもの一もあることなく他邦囚人の如く請負工業に就しむることなし其の組織の不完全なる斯の如きを以て其の工錢は能く監獄費を補助するにも足ざること明なり然とも市價を以て其の工錢を支拂ふとすれば監獄費を償ふは決して難きこととあらざるべし

囚人の健康は良民と毫も異なることとありと雖も入監したるの當時は病弱を罹る

もの少しとせす然とも其の時日を經過する久きに互れば反つて健全となるものあり、囚人の食料は人民の常食と異なることなし内國人ある囚徒には魚類、茶及び麵包を給與し外國人なる囚徒又は牛肉、麵包、米飯、茶、野菜及び肉汁を給與す、沐浴は各囚必ず一日一回とし、煖爐は我邦は元來熱帶國なるを以て之を設くるの必要なし、囚人又は衛生法を遵守せしめ身體を清淨からしめ、各分房は毎三月一回必ず洗濯して其の不潔を除く故と特別なる病者を生ずること甚だ稀なり、毎年死亡之百人中二名の割合なり、監舎構造の位置は高燥にして東北の風を通ずる地を下するを常とす故と監内空氣の流通は究めて充分なり、無期徒刑者は甚だ少數にして其の宣告を受たるもの二十七ヶ年以來僅に三度も過死す死刑者は十五ヶ年以來一人もあらず、再犯者又は刑期を加重し、特典免刑は司獄官及び當該官の上申と依て皇帝親しく之を行かせ給へり、無期徒刑者には特典を與へたるの例なしと雖も死刑者に特典を與へて無期徒刑と處したること一二回ありたり又輕罪者には屢々特典を與へしことあり

死刑者の性質は殺人罪、放火罪及び十歳未満の少女強姦罪の三種に過ぎず、當局者は切に死刑廢止説を主張したりと雖も輿論は依然之を繼施せんふとを希望せり、他なし其の理由は今日迄施行したる死刑者は全く殺人罪の明瞭なるもののみにして殺人罪豫防にも必要なりと認むるを以てあり、負債囚の禁錮法は負債を償却せずして逃亡したる者あるときは之を探知捕縛して其の辨償を終るまでは必ず監禁するを例とす、該禁錮の性質は即ち輕罪に属せり而して之を禁錮する監房は各自の希望に任し食品の如きも亦然り、輿論は此の法律を以て正當なる良法なりと認むれとも時宜に依れば之を禁錮せざることもあるなり、我布哇國は囚人在監中其の悔悟遷善せんことを目的とするか故に其の品行方正なる者は之を減刑し、放免後正業を就くの獎勵を爲せり、余の見るところを以てすれば囚人の過半数は遷善出獄するの故を以て再犯者は百人に對する五人の割合に過ぎざるなり、囚人放免の宣告を受くるに當りて其社會の業務に就かしむるの方法を之に與ふ

ると雖も未だ出獄人保護會社の類の設なきハ獄事上の一次點なりと云ふべきなり
 千八百六十五年五月發布の法律を以て設置したる不良少年矯正院の外今日
 至るまで他に其の設置なきは惜むべきとありとす蓋し該院を設置したるの目的
 ハ棄兒、惰兒、幼年囚を救助し之れハ普通教育を授け以て其の遷善を計るに在り現
 今の形況を観るに外形上充分の効を奏すべきの有様なるか故ハ無形上の結果を
 得るも蓋し亦た遠きよあらざるへし該院を設くるは社會の安寧、犯罪の豫防、人民
 の幸福を計りて社會を完全の位置に進ましむるにあるものなるか故に其の必要
 あるまと論を俟たざるなり現ハカハラーム矯正院に在る幼年囚は二百五十六人
 に達せりと我が布哇國に於て犯罪豫防事業ハ盡力するの一斑ハ斯の如きあり千
 八百八十五年發行佛國監獄雜誌

寄 書

○獄事會の再興を望む

正員

杉 村 達 夫

手 岩

社會刑罰の方法をして依然として改進する所なからしめば監獄も亦た改良を加
 ふるの必要なりるべしと雖も社會の顯象は或ハ政治上より或は生活上より或は
 國際上より或は學理上より發々乎として變更し來たるものなれば刑罰の方法の
 如きも峻刻苛虐は變して嚴格となり嚴律とあり適正となり以て時世と相推移す
 るを以て之れが終局の方法なる監獄も亦た之れに隨伴して適當の變更を爲さ
 るべうらざるは蓋し辯を俟たざるなり然るハ我邦の法學は漸時改進の途に就き
 刑法の頒布ありてより以來之れか法理を説くもの實用を講ずるもの疑義を釋す
 るもの其の上梓刊行の書は汗牛充棟も啻ならずとす故を以て此く此如く學説と
 時世の變遷とに依りて今や已に改正の必要ありと社會ハ公認せらるるに至り未
 だ現ハ其の改正の發布を見るに至らずと雖も當局者も已に此の計畫ありと聞
 けば學説と時世の兩勢力ハ交々上進して隱然改良の實跡を窺見するが如し獨り
 監獄法に至てハ近時稍々社會の注目する處となりて間々公論者の齒牙に上るこ
 とありと雖も之れが學理を講ずるもの實業を習ふもの未だ彼の刑法の如く彬然

ならざるに余輩の甚だ遺憾とする處なり夫れ己てに之れを講じ之れを習ふもの鮮きを以て之れを見れば則ち之れが専門の公會の設けなく又た之れか機關たる雜誌の發行なきに蓋し已むを得ざるあり然るに今回始めて大日本監獄協會の發起あるを見れば余輩の機運の已てに監獄改良に熟せしを知るあり何と云へば則ち協會の創設以來未だ一兩月に過ぎざるも尙は會員の數己てに二千數百名の多きに達せると云ふを以てすれば隠々として社會の下層に埋没し居たる監獄論の如きも今や漸く其頭頂を社會の中層に現出したるを知るなり之れよりして爾來其の上層に達し以て改良の好結果を見るの日ハ蓋し遠きにあらざるべしと雖も之れを鼓動し之れを作進するものに監獄事業熱心者の計畫に因るにあらざんば如何ぞ之れを能すべけんや故に余輩の進んで獄事會議の再興を望まんとす去る明治十八年頃又在てハ各地方の典獄と内務省と招集し獄事諮問會なるものを開かれ又た聯合地方獄事會なるものの設けありと覺也余輩ハ監獄の改良を必要とする今日に於て之れを再興せんとするハ頗る至當の事ありと信ずるを以て學理上に付きて今其の必要とする處の理由を畧説する處あらんと欲す抑も人類ハ

等しく人類なりと雖も或ハ其の面貌に或ハ其の心術に各自同一あると能はずして其の差異隔間ハ相違かるに從て益々甚しく相近くは隨て益々滅却するに蓋し情理の當然ありとす此れ即ち今日何種の社會を論せず都て會同協合なるものを要する所以なり特に實業に關すること若くハ事務の複雑あるものに在てハ人を異よし地を別よするを以て彼我の間其の生ずる處の差違ハ恰も形影的の反狀を呈露し爲めに利害得失の關係を有するものハ厚薄多少の結果を免れざるものなれば勉めて其の均一公同と計らざるべからず監獄事業の至難なる蓋し之れが爲めならん歟監獄の事たる之れを單純なる法規に於けるが如くに容易ハ机案の間に於て之れを決すべきものにあらざる必ずや實際に就きて其の實物を接し其の活用を爲し以て其の實効を奏すべきものなれば其の影響するところハ直接に人物てう貴重動物の頭上に加はり其の波及するところハ間接に社會一般の取締上に關するものなれば其の矯正に教誨に作業に賞罰に適當なる標準を置いて寬嚴粗密其の宜きの度を失すべからず例へば甲地に於てハ碎石練土の難業ありとするも乙地に於てハ僅に挽木絢藁の執業を爲すに過ぎずとせば其の作業果して公同な

りと云べき歟又甲地に於てハ日々教誨讀書習字の教課を設くるも乙地に於ては毎月僅々數回の教誨を施す止まるとせば其の方法果して公同なりと云ふ可き歟又甲地の獄舎の構造若くハ位置よりして嚴寒殊に甚しきも温湯以て暖を取らしむるもとなしとするも乙地ハ平常温帯の地度なるも拘へらず之れを給與することありとせば其の懲戒果して公同なりと云ふべき歟又一賞一罰より其の他百般の細事に至るまで彼此の間親疎寬嚴を異にすること枚擧え違わらざるべし夫れ然り此れを以つて其の差異之一々罪者の幸不幸又關すること鮮少あらざるが故に勉めて其の差異を減少し公同均一に歸せしめざるべからず此の事たる實に罪囚待遇上の如何又關するのみならず獄務上彼此の間大に利害得失を異にせざるを得ざるなり故に此れ等の差異懸隔をして公同均一ならしめ以て獄政上の便宜を得せしめんと欲するにハ須らく彼此各地の司獄官を招集し其の會議を開き互に相討議評論せしめ以て之れが權衡を得せしむるにあらざれば容易に判定すること能はざるべきなり是れ獄事會の必要なるの理由なりとす況んや獄事改良の今日又在ては愈々益々其の必要なるを感ずると前日の比より非ざるをや故

に余輩は彼の監獄則の改正に先ちて獄事會の再興あらんとを切望に堪へざるところあり記して以て朝野の獄事家諸君に質すと云爾

通信

○ 舊政府監獄の一斑 (第一號の續き)

次は疊の端に坐せしむる言渡を爲す曰く
 夕へ來た新入の牢の法度を申付る、聞ひて置け、牢は初めか舊來か、舊來ても初めて來ても、疊一疊々々に格式之れあり、六ヶ敷處だ、汝か夕へ這入所は、御戸前口ども、獄屋門とも云ふ、那處へ入るや否や、十も二十も撲て撲投り出して、爲ると被爲ともあるか、十二人御役人勢はりを以て、爲も被爲もなさらぬぞ、汝が夕へ寸間、夜を明した所ハ、無宿の大牢の落間だ、那處へ這入か否や、十日や廿日、五十日、百日で上る處ぢやあねへか、御牢内ハ先年より格式か有て、下座の牢人、上坐の牢人、こき口の御牢人さん、彼も娑婆ぢやあ、謹慎らしい若い者だつて、疊の端を御願ひなせ

れ、今朝又御隅役様に御願ひ申して、疊の端へ出してやる。疊の端へ出りやあ、汝か掛りにやあ、本番、助番と云ふ役人の指圖より従かひ唯々と云て働らかにやアならねへ働けと云つて娑婆で小盗み小泥棒、薪を割たり米を搗たり、そんな忙がしい事ぢやあねへ、今に當るか夜に一時の草履番、夫れを謹慎に相守るへし、夫れも娑婆の氣質を出して、向ふ通りの同坐の囚人を相手取り、喧嘩口論がましき事でもすると、御牢内格式の仕置申付る牢内には段々仕置の多い處だもつ。そう仕置に海老、手鎖、三足手鎖にさや磔つけ段々撲つて、撲つて撲廻し又も仕置の多い處だ、汝か御奉行様から出牢證文の來るまでは、日に二本のもつ。そう飯を喰つて謹慎にして居る、汝もまた素人のこと、白い黒いの深しい御禮も知めへ、汝か掛りは本番さん、助番さんの媒介を以て牢人さんに逢つて、御禮を申して貰へ、乾度申付たぞ手を上げて座し居る。

以上の如くにして新入の罪囚に疊を許す然れとも一疊に六人以上を置くれば其の窮屈なると恰も大入りの寄席の如し、然し多額の土産金を持參すれば牢名主若くは十二人役人等已か堆積して坐する疊を撤して之を與へ悠々居らしむるも

のとせり、此れ俗諺に所謂地獄の沙汰も金次第あるものあり而して此の囚人は多く未決人にして其の待遇は前のしやべりに於て寛猛の差別なきは畧は想像せらるる所、殊に奉行所は僅か南北の二ヶ所なれば其の裁判を下すに悠々として區々たる一獄も大抵一年以上経過するか故に其の間囚人の身に及ぶ艱難は如何ばかり歎、夏にして臭汗、背を浸すも浴する所なく、虱蚤、蚊虻、血を飲むの慾を逞ふと冬にして寒を防ぐの術てなく、凍風身を氷らさんとすること幾干ぞ、況んや殘惡暴戾妊婦の腹を割て赤兒と併せて其血を啜ることを嗜む十二人役人等か自ら作爲せる壓制限りなき規則を以て一舉手、一動足も之れを牽制し自由ならしめず其の下又危坐して此の虐待より光陰を送る囚人か心の裡は如何ぞや、其の辛楚は實際其の身の辛楚を嘗しものに非ざるよりは決して形容し能はざるべく想ふに冤罪に係る囚人等は、其の辛楚に堪へずして死せるに勝る放免なしと思ひしなるへし、偶病病に罹れり淺草若くは品川の溜めお送遣せられ病狗に對するか如き治療を受け且つ病病未だ平愈せざるに拘りらす奉行所の招喚われり土を荷ふもつ。若くはをだてに助けられ頑鈍、無智の非人に擔かれ用捨かく動搖せられて奉行所に至る、

其の慘憺たる有様ハ舊天地の人は往々目撃して酸鼻に勝へさりし所ありき(完)

右 正員 眞本喬報す 東京

本會記事

●總集會 去る六月廿四日午後二時より東京駿河臺明治法律學校講堂に於て本會の總集會を開きたる其の決議等は本會の總集會一丁より四丁に至るに掲載したり

●入會 去る六月卅日の調査に依れハ會員の數二千五百七十八名に達したり爾來尙ほ日々に入會の申込あり

●出張 去る六月十二日主幹宇川盛三郎氏の神奈川県横濱監獄の招請に應じ同監獄に趣き同氏の監獄と政治との關係を講したり來聽者ハ總へて同縣司獄官のみに限られ凡そ百名なりし

●小菅集治監 去る六月廿七日本會事務打合せの爲め役員會を小菅集治監に於て開きたる節同監有志者の需めハ應じ正員宇川盛三郎氏の監獄の定義を講したり

●寄附 本會議員愛知縣副典獄長谷川四郎氏ハ本會資金として金五圓を寄附せられたり

●佛國監獄協會 兼て佛國監獄協會へ照會し置きたるところ自今同會より雜誌を送附するとに決し去月末日に其の第一の送附に係る雜誌を接手したり

●會告 會費ハ自今左の名宛を以て御送付相成度此段正員各位に廣告致し候事

送金書狀宛名

東京集治監官舎 石澤 謹 吾

郵便爲替先さ

東京千住南組 千住郵便局

●又 本號ハ六月分として去月中發行すへきの處會務繁忙の爲め今七月に遅延しより會員諸君幸に之れを諒せられたし

●神谷彦太郎氏 正員神谷彦太郎氏の庶務委員に撰舉せられたるところ都合之れあり之れを辭せられたり

●發會 去る六月廿四日の總會に於て本會の發會式を舉行すへきとに決したるところ是ハ事務の整頓も之れあり會長の任も協議中よて且つ暑中にも之れあり旁々來る九月に舉行するとしたり會員諸君之れを諒せられたし

入會

(五二)

●入會	●東京府	○正員	井本常治	杉本重遠	濱田利貞	片岡和房	高橋和足	大野菊太郎	本田節	林弘三	中野鐵次郎	江藤孝	高山久平	松本松太郎	西岡景房	小柳常二	小島官吾	角田眞平
森田文藏	加藤政之助	大浦兼武	岡山兼吉	松村竹三	大熊道之助	澤邊佛太郎	●奈良縣	栗生九郎	西住六	曾唯正雄	●神奈川縣	鶴田惟室	曾谷一規	長内平作	淡野新太郎	岡本太一郎	池川金馬	●埼玉縣
田中万次郎	小林能藏	加藤豐吉	永田庄作	佐竹總之助	永井伊右衛門	大西友吉	●茨城縣	稻村貫一郎	兒玉親良	長谷川半	小川透	大沼昌	西野秀實	●枋木縣	酒井彦太郎	梅村寛逸	●三重縣	南部義教
並木吉太郎	須藤喜八	吉岡金次郎	神谷新八郎	小枝木藏	佐藤隆明	小倉金之助	稻塚喜久藏	高橋源次郎	平松くみ子	谷口ちゑ子	●静岡縣	矢部岩二郎	松田長克	八田彌三郎	下監獄財務係	●滋賀縣	佃宜正	上田文明
林清兵衛	宮本義靜	白尾民吉	石川房次郎	松居壽人	上岡靜城	田中鏡太郎	眞鍋惣五郎	宮川督次郎	大谷長義	鶴見鎌三郎	中嶋義直	伊藤壽	與村藏司	飯尾盛之	藤田龜次郎	佐竹宗泰	大崎衆三郎	池田秀濟
桶谷啓久	西盛勝	北川丑太郎	加藤直政	吉田昌一郎	二村新六	●千葉縣	林市太郎	關口三吉	中路幸親	●長野縣	秋山長三郎	●鳥取縣	吉田一信	●岡山縣	駒井幹夫	海野力	梅尾虎五郎	(未完)

大日本監獄協會細則

第一條 雜誌ハ無代價ニテ會員ニ頒ツモノトス

雜誌ニ掲載シタルモノハ總ヘテ報酬ヲ爲スヲ正則トス

第二條 總裁 一人

推薦員中ヨリ推薦ス

會長 一人

名譽會員中ヨリ推舉ス

副會長 一人

特別會員又ハ正員中ヨリ推舉ス

庶務局長 一人

正員中ヨリ推舉ス

調査局長 一人

正員中ヨリ推舉ス

主幹 一人

當分ノヲ設ケ事務ヲ主ラシム

但兩局長ノ一人之ニ當ルモノトス

庶務委員 二人

調査委員 二人

兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托スルモノトス

議員

典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理

公推議員 十人

在京正員中ヨリ推舉ス

特別調査委員

兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托ス

第三條 總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス

會長ハ會務ヲ總理スルモノトス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時

ハ之ヲ代理ス

庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 會計ニ關スル事

二 庶務ニ關スル事

三 記録ニ關スル事

調査局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 雜誌ノ編輯及ヒ印刷

二 海外通信

三 諸起案

四 調査書類ノ記録

五 統計ニ關スル事

六 特別調査委員ニ關スル事

七 集會ニ關スル事

庶務委員及ヒ調査委員

庶務又ハ調査ノ事務ヲ分掌スルモノトス

一人 庶務及ヒ會計主任

一人 記録主任

一人 編輯主任

一人 海外通信主任

議員 會長ノ諮問ニ應スルモノトス

特別調査委員

會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調査スルモノトス

第四條 庶務局長 調査局長 庶務委員 及

ヒ調査委員ニハ報酬ヲ附與スル事アル

ヘシ

第五條 入會ヲ申込マルル節ハ必ずス郵

便切手貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規

則、細則并ニ入會申込証ヲ送付スルモノトス

第六條 會費ハ前納スルモノトス

但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ナシ

第七條 本會ニ送付スル爲替金ハ某氏宛

某郵便局ニ振込ムヘシ

明治廿一年六月廿四日改正